
【出題の趣旨】

問題 1

まず、乙に関しては、A・Bの致死結果との関係で傷害致死罪の成否が問われるが、自動車で衝突して傷害を負わせるという実行行為と、A、Bの致死結果との間に、それぞれ刑法上の因果関係が認められるかが問題となる。Aに関しては、行為時点で知り得なかった被害者の持病があいまって結果が生じた点、Bに関しては、行為後に看護師の重大な過失行為が介入した点がポイントであり、危険の現実化や相当因果関係説などの考え方を示して結論を導くことになる（Aとの関係では折衷的相当因果関係説に立って因果関係を否定し、Bとの関係では、行為の危険性の大小、介入事情の異常性の大小、介入事情の寄与度の大小を総合的に考慮すべきで、これが「危険の現実化」の判断であるとした上で、本件では因果関係が肯定されるとする答案が多く見られた。同じく因果関係を問題にしながら事例類型によって異なった基準を援用するのであれば、そこに説明が必要かもしれない。少なくとも、それらの判断基準の理論的な関係や異同については十分考えておいてほしい）。次に、乙がその存在を認識していなかったBについては、乙の故意が問題となるが、この点については法定的符合説、具体的符合説などの考え方を示した上で結論を導くことになる。

乙については、更に、甲の傷害結果、甲車の損壊結果に関する罪責も問題となる。甲は、乙の追突によって自分が負傷し、甲車が損壊することについて同意を与えており、被害者甲の同意によって乙の違法性が阻却されるのではないかが問われよう。この点に関しては、保険金詐取目的の同意は傷害の違法性を阻却しないとされた最決昭和55・11・13刑集34巻6号396頁と、それをめぐる議論が参考になる。もっとも、同決定は傷害罪に関するものであり、器物損壊罪にもそのまま妥当するかは更に検討の余地があろう。

次に、甲については、甲自身が被害者となっている部分（甲の傷害、甲車の損壊）を除き、乙との共謀に基づいて（あるいは一部、実行に直接に関わって）上記の犯罪事実に関与したことにつき、共犯としての罪責が問われる。その関与の態様・程度から見て、甲の関与形態は「共同正犯」に値する。なお、甲が保険会社Cに保険金の請求をした行為は、詐欺罪の実行の着手に当たり、詐欺未遂罪を構成しよう（この点については、乙も共犯となり得る）。

問題 2

窃盗罪の「不法領得の意思」要件という財産犯論の重要論点について、その基本的な知識・理解を問うものである。大判大正4・5・21刑録21輯663頁(教育勅語事件)で示された、「不法領得の意思」の当初の定義内容(権利者排除意思、利用処分意思)を示した上で、それら(の少なくとも一方)が欠けているのではないかが問題となった諸事例(一時使用目的の場合、毀棄・隠匿目的の場合)を適切かつ具体的に挙げながら、同要件の意義を論ずることが求められる。

以上